

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

◎ 事業所の概要

事業所名	新発田中央地域包括支援センター	法人名	社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
所在地	新潟県新発田市中央町3-13-3	電話番号	(0254) 26-2400
指定年月日	平成18年4月1日(番号1500600026)		
営業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日		
営業時間	8:30~17:00		
従業者の員数	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業に関する知識を有する職員6人事務員1人		
事業実施地域	新発田市(外ヶ輪小学校区・猿橋小学校区)		

1 提供する事業の目的

あなたはその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

【提供するサービスの内容】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握した結果を踏まえ、あなたに介護予防サービス等を適切に提供するための計画(介護予防サービス・支援計画)を作成します。
- (2) あなた自身やご家族、介護予防サービス等を提供する事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- (3) 介護予防サービス・支援計画に位置づけた期間が終了するときは、この計画の目標の達成状況について評価します。
- (4) わたしたちのみならず、介護予防サービス等を提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を適切に対処します。
- (5) あなたの要介護(要支援)認定、又は介護予防・日常生活支援総合事業の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、そのお手伝いをします。なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントをあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取扱い方針】

- (1) あなたが可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行います。
- (2) あなたの心身の状況、その置かれている環境等に応じて提供されるサービスは、あなたの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) あなたは、特定の指定居宅サービス事業所だけでなく、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求める事ができます。
- (4) あなたは、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求める事ができます。
- (5) 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) あなたの介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- (7) 介護予防の効果を最大限に発揮し、あなたが生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の計画を策定します。
- (8) 自らその提供する介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2 担当職員等

あなたを担当する職員等及びその管理責任者は次の者です。

担当者	氏名	連絡先	26-2400
管理責任者	氏名 鈴木 法子	連絡先	26-2400

ご相談や苦情等がある場合は、ご連絡ください。

3 利用者負担金

介護予防サービス・支援計画書の作成は、介護予防支援を受けられた方は介護保険制度から、介護予防ケアマネジメントの方は新発田市から全額給付されるので原則としてあなたの自己負担はありません。

4 サービスの利用にあたってあなたが注意すべきこと

- (1) あなたの希望により、この契約を解除することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、1ヵ月以上の予告期間をもってご連絡ください。
- (2) わたしたちの作成した計画にないサービスを希望する場合は、介護保険以外のサービスになりますので、できる限り早めにご連絡ください。
- (3) わたしたちの提供するサービスだけでなく、他の介護予防サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。
- (4) 計画どおりにサービスを提供するため、わたしたちや他の事業所からの説明や注意事項にはできるかぎりご協力して下さるようお願いいたします。
- (5) あなたが病院等に入院する必要がある場合は、担当者の氏名、連絡先を病院等にお伝えください。

5 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 虐待防止について

わたしたちは、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束の適正化について

わたしたちは、あなた又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

8 衛生管理について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、研修及び訓練を実施します。
- (3) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

9 業務継続計画策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。サービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	「新発田中央地域包括支援センター」 TEL 0254-26-2400
窓口開設時間	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日
	午前8時30分から午後5時まで
苦情解決責任者	鈴木法子（センター長）
苦情受付責任者	桐生富佐子（主査）

※ 苦情申立は、面接・電話・書面にて随時受付します。

② 第三者委員

本事業所では、地域においてお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

氏名	連絡先 (電話番号)
小野 伸子	新発田市大友699 0254-25-3273
小柳 龍史	新発田市中曾根町2-9-14 0254-24-7613

③あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先 (電話番号)
新発田市高齢福祉課	0254-22-3030
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	025-285-3022

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、契約書及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県新発田市本町4丁目16番83号

事業者名 社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会

代表者職・氏名 会長 山口 恵子 印

(説明者職)・氏名 () 印

わたしは、事業者から契約書及び本書面に基づいて説明を受け、同意しました。

上記契約を証明するために、本契約書別紙を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

代理人を選定した場合 (代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

立会人を選定した場合 (立会人) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____